

平成29年度 事業実施計画の推進状況

○事業の把握と評価について

「ごせん男女共同参画推進計画」の着実な推進を図るため、実施計画に登載している事業について、取組状況の把握を行っています。

◇所管課評価・・・・・・・・所管課等が取組み状況のまとめ、評価を行う。（平成30年3月現在）

◇男女共同参画係・・・・・・・・各課の評価をまとめ、事業別に集計を行う。

（連携した事業については、主体的に実施した課を評価する）

◇審議会からの意見・・・・所管課等の評価を踏まえ、重点課題の10項目、18の施策の取組みについて、

男女共同参画推進審議会において審議を行い、意見を取りまとめ、施策に反映していく。

○実施計画の取組み結果

市では、ごせん男女共同参画推進計画の5つの基本計画、10の重点課題、18の施策およびその施策に対応させた42の目標指数に基づき、男女共同参画社会の実現に向け、体系的・計画的に推進を図っています。

そこで、市では各課において年度ごとの事業内容および成果を取りまとめて、市民の皆さんに公表することとしています。ここでは、平成29年度に実施した事業の取組みについて報告します。

平成29年度 取組み結果

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解を促進する 重点課題1 男女共同参画の意識づくり

- 1. 目標は達成された(100%)
- 2. 目標はほぼ達成された(80%以上)
- 3. 目標の半分程度達成された(50%以上)
- 4. 目標は達成できなかった(50%未満)
- 5. 目標を立てたが実施しなかった

- A. 拡大
- B. このまま継続
- C. 内容検討を行い継続
- D. 縮小
- E. 廃止

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 学校・幼稚園・保育園等における人権・男女平等教育の推進と啓発	学校における人権・男女平等教育の推進	児童生徒	職場体験を通じた、男女共同参画社会の学習憲法の三原則である「基本的人権の尊重」を学び、学校における人権教育の推進を図る。中学校に出前講座を行い、男女共同参画社会の推進を図る。	—	職場体験先の事業所数参加生徒数の35%以上	職場体験先の事業所数参加生徒数の33.3%	2	・全中学校で1～2日間の職場体験を実施している。職場は男女の区別なく選択している。	より多様な職場体験先の確保	B	継続した取り組みが必要であるため、今後も事業を実施していく。	学校教育課	1
		児童生徒	教科書を主にし、「心のノート」や同和教育の副読本「生きる」等の教材を交えて、人権教育の推進を図る。	—	授業実施校数13校	授業実施校数13校	1	各学校で、「生きる」シリーズを活用して人権教育を実施している。		B	引き続き、同和教育副読本「生きる」を活用した人権教育を実施する。	学校教育課	1
		小・中学校の児童、生徒、保護者	児童・生徒及び保護者への啓発パンフレット等の配布及び活用方法の研究、男女共同参画の視点による就業体験の実施、教職員研修会の充実、出前講座の実施等、各学校と連携・協力をし、理解を得ながら人権・男女平等教育を推進する。 【予定】人権啓発講演会の開催 対象：市内中学校4校 生徒、保護者、教員 時期：5～7月中 講師：ナマラエンターテイメント 脳性マヒブラザーズ	—	人権啓発講演会の開催4回	人権啓発講演会の開催4回	1	人権啓発講演会を開催した。 ・テーマ：脳性マヒブラザーズから見た世界 講師：脳性マヒブラザーズ、高橋なんぐ氏(ナマラエンターテイメント) 第1回 6月8日(木) 村松桜中学校 第2回 6月14日(水) 五泉中学校 第3回 6月21日(金) 川東中学校 第4回 6月28日(水) 五泉北中学校	生徒に分かりやすく、自分自身の問題として考えることができるようなテーマ設定が必要である。	B	継続した取り組みが必要であるため、今後も事業を実施していく。	企画政策課	1
小・中学生、幼稚園・保育園児の保護者への啓発	保護者	学校(園)だよりの中に人権教育の内容を盛り込み、啓発を行う。	—	学校だより等への記事掲載校数13校	学校だより等への記事掲載校数13校	1	各学校での人権に関する取り組みについての記事や、「いじめ見逃しゼロ」県民運動のロゴマーク・メッセージを学校だよりに掲載している。	単発の取り組みになっている。	B	引き続き、学校だよりに活用して、保護者に対し人権への意識啓発を図る。計画的な企画により効果的な取り組みを行う。	学校教育課	2	
		保育園児の保護者	保護者向けの「保育園だより」に人権・男女平等教育についての記事を掲載する。 例(案) ・男女混合名簿について ・男の子の色、女の子の色 ・「男らしさ」「女らしさ」「自分らしさ」等について保育園だよりのスペースに掲載	—	保育園だよりの掲載回数1回	保育園だよりの掲載回数1回	1	「保育園だより」に男女混合名簿等の人権・男女平等教育に係る記事を各園で1回掲載した。		B	年1回は人権・男女平等教育に係る記事を掲載するよう、全園に周知する。	こども課	2
(2) 性別による固定的役割分担意識・社会制度・慣行の見直しと啓発	男女共同参画研修会の開催	市民、市職員	人権・男女平等の視点に立った研修会を開催し、性差別につながる広報等を行わないよう啓発する。 【予定】 ○男女共同参画基礎研修会 テーマ：多様な生き方を認め合うために —男女共同参画にとっていま必要なこと— 講師：新潟県立大学 石川教授 時期：平成30年1月	8	参加人数40人	参加人数41人	1	男女共同参画基礎研修会を開催した。 ・テーマ：「多様な生き方を認め合うために」 —男女共同参画にとっていま必要なこと— 講師：新潟県立大学 教授 石川 伊織氏 ・実施日：平成30年1月29日(月) ・参加者：受講者数41人	—	B	継続した取り組みが必要であるため、今後も事業を実施していく。	企画政策課	3
	男女共同参画に関する市民意識調査	市民	男女共同参画に関する市民の意識と実態を調査する。 ※平成28年度に実施し、次回は平成31年度に行う予定。	—	—	—	—	次回は平成31年度に行う予定。	—	—	次回は計画の進捗状況を確認するため平成31年度に行う。	企画政策課	4
(3) 男女共同参画に関する情報提供と意識啓発	市の取り組みなどのPR	市民	会議、集会等の場において、計画概要版等の配布及び取り組み状況の紹介を行う。 また、各課で管理する施設の窓口等にパンフレット等を置きPRする。	—	—	PR回数0回	5	集会等で配布できる機会を捉えることができなかったが、窓口計画概要版を置くなどして周知した。	—	B	—	全庁	5
	男女平等に関する情報提供と意識啓発	市民	市広報、チラシ、ホームページ等を通じて広く啓発を行う。	—	情報提供回数随時	情報提供回数随時	—	男女共同参画推進計画などを市ホームページに掲載した。また、講演会開催などの情報を広報に掲載、窓口チラシを置くなど、周知を行った。	—	B	引き続き、広報やホームページなどを活用し、啓発を行う。	企画政策課	6
		市職員	庁内グループウェア等を通じて広く啓発を行う。 ガイドラインを配布し、性差別につながらない情報発信の手法について広く啓発する。	—	情報提供回数随時	情報提供回数随時	—	庁内グループウェアに取組を掲載した。	—	B	引き続き、市職員に情報提供及び啓発を行う。	企画政策課	6

基本目標Ⅰ 男女共同参画への理解を促進する

重点課題2 配偶者及び身近な相手からの暴力とセクシュアル・ハラスメント等の根絶

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番	
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由			
(1) 配偶者や身近な相手からの暴力の防止と被害者への支援	DVを予防・防止するための意識啓発	市民	広報やガイドラインの作成・配布により、DV・デートDVなど広く啓発する。	9	DVについて「内容まで知っている」人の割合 — (調査非該当年度)	— (調査非該当年度)	—	ポスターの掲示等で啓発を行った。	—	B	広報などを通じて、DV防止について広く啓発する。	企画政策課	7	
		市民及び関係機関	広報での児童虐待に関する啓発(11月の虐待予防月間に広報ごせんに掲載) 子育て支援センターや市のホームページへの啓発 子育てべんり帳への掲載 民生委員に対する虐待実態の講話 母子保健推進員や民生委員、市の関係機関に対する研修会	9	DVについて「内容まで知っている」人の割合 — (調査非該当年度)	— (調査非該当年度)	—	広報やホームページ等を活用した普及啓発を実施するとともに各種機会に出前講座を行った。その結果、市民や民生委員からの児童虐待の通告があり、普及啓発の効果があらわれ、考えられる。	関係者、関係機関との連携強化及び市民への啓発普及	B	五泉市虐待対応マニュアルを見直し、関係者、関係機関との連携を強化する。市民への普及啓発を継続する。	こども課	7	
		DV相談窓口体制の充実と、被害者への支援	DV被害者とその同伴児童	DV被害者支援の体制整備を図り、関係機関との連携を図る。 DV被害者に対する相談及び支援	11	配偶者や身近な相手からの暴力の相談件数(累計) —	配偶者や身近な相手からの暴力の相談件数(累計) 9件	—	平成29年度 相談件数9件 女性相談所等関係機関と連携を図り、DV被害者に対する相談支援を実施した。	専門相談員の配置	B	DVを予防・防止するための一般市民向けの啓発を推進する。	こども課	8
		児童とその保護者	教育委員会や保育園及び関係機関と連携し、相談に応じる。 また、要保護児童対策地域協議会での個別支援検討を行い、児童虐待を受けた子どもと家族の支援を行う。 関係機関の役割を明確化する。	12	児童虐待の相談件数(累計) —	児童虐待の相談件数(累計) 49件	—	園、学校、教育委員会、児童相談所等、関係機関との連携、早期対応、支援を図った。	児童相談所など関係機関との支援における役割分担	B	要保護児童対策地域協議会の活動の更なる推進及び支援を継続する際の役割り分担の明確化を図る。	こども課	8	
		高齢者	高齢者虐待防止ネットワークを組織し、虐待予防や早期発見を行う。 ①高齢者虐待防止ネットワーク運営推進会議を開催する。 ②個別支援会議・処遇困難事例検討会議の開催(事例発生時)。 ③関係職員に対する資質向上研修の開催(年1~2回)。 ④市民に対する高齢者虐待予防の知識普及活動として、広報への記事の掲載と講演会の実施。 ⑤介護者の現状等を把握するための調査を行い、介護者を支援する施策に反映させる。	11	配偶者や身近な相手からの暴力の相談件数(累計) —	配偶者や身近な相手からの暴力の相談件数(累計) 31件	—	①7月と3月に開催 ②全ての相談において事実確認・緊急性の判断と個別ケース会議を実施 ③10月に市内介護保険事業所を対象に開催 ④9月・2月の高齢者見守り強化月間に合わせ、企業や学校、スーパー店頭などでリーフレットを配布 広報誌「楽しく介護通信」を3回発行 ⑤継続的な関係保持のため訪問対応などを実施	幅広い世代への啓発活動	C	市内の中学校・高校において認知症サポーター養成講座を開催するなどし、被虐待割合の高い認知症への関心と理解を高める。	高齢福祉課	8	
		市民	関係機関との連携を図り、DV被害者の個人情報の管理を徹底する。	—	—	—	—	関係機関との連携を図り、DV被害者の個人情報の管理を徹底した。	—	B	—	市民課	8	
		市民	DV被害者支援ネットワークを作り、連携しながらDV被害防止とDV被害者への支援を行う。	10	配偶者や身近な相手からの被害経験者の割合 — (調査非該当年度)	— (調査非該当年度)	—	相談等はなかったが、関係機関と連携していく。	—	B	DV被害者支援については必要に応じて行う。	企画政策課	8	
	(2) セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と被害者への支援	セクシュアル・ハラスメント防止についての啓発	事業所	市広報、チラシ、ホームページ等を活用し、広く啓発する。	—	市広報の掲載回数 1回	市広報の掲載回数 0回	5	市広報には掲載しなかったが、窓口にパンフレットを設置して周知した。	周知方法について検討する。	C	事業所に向けて周知ができるよう周知方法を検討して継続する。	商工観光課	9
			市民、事業所	市広報、チラシ、ホームページ等を活用し、広く啓発する。	—	啓発回数 1回	啓発回数 1回	1	広報による周知を1回行った。 ・11月10日号「女性の権利ホットライン」	—	B	今後も広報等を活用し、周知・啓発を行う。	企画政策課	9
			市職員	庁内グループウェアで啓発する。	—	啓発回数 1回	啓発回数 0回	5	セクハラに限定せず、ハラスメント全体としての啓発に取り組んでいくため、啓発方法を検討した。	—	C	セクハラに限定せず、ハラスメント全体としての啓発に取り組んでいく。	総務課	9
	セクシュアル・ハラスメント被害相談窓口の周知	市民	市広報を活用し、セクハラ相談窓口(新潟労働局内)の周知を図る。	13 14	セクシュアル・ハラスメント被害経験者の割合 — (調査非該当年度) 相談件数(累計) —	— (調査非該当年度)	—	リーフレット等を窓口に置いて周知を行った。	—	B	セクハラ被害相談窓口の周知は引き続き行う。	企画政策課	10	
		事業所	市広報、チラシ、ホームページ等を活用し、広く啓発する。 ・市広報 セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口(新潟労働局内)の周知	13 14	セクシュアル・ハラスメント被害経験者の割合 — (調査非該当年度) 相談件数(累計) —	— (調査非該当年度)	—	平成29年12月10日号の広報に掲載し、周知を行った。	今後も計画的に掲載する。	B	今後も市広報で周知していく。	商工観光課	10	

基本目標Ⅱ 男女の心と体を守る健康づくりをする

重点課題1 男女の性の尊重

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 男女の性の理解の推進と、自己決定権の啓発	思春期の男女への正しい性に関する知識の提供	中学校3年生	中学生の性に関するアンケート調査(事前・事後)の実施。性に関する正しい情報や知識を習得することにより、男女の違いを認識するとともに、生命の尊さを学び、自己肯定感を高めるために、中学校クラス単位で講話を行なう。	16	受講者の満足度 80%	受講者の満足度 83.3%	1	助産師から命の大切さ、性感染症等の内容について講義を行った。事後アンケートの結果から、生まれてきて良かったと思う、性は大切な事だと思ふ生徒の割合が教室実施前より増加していた。	対象年齢	B	早期の性教育が必要という現状も踏まえ、今後も教室を実施する。	こども課	11
		中学生	「いのちの大切さ、性の尊さ」を感じ、豊かな人間性を育むとともに、親となる次代の健全育成を目指すことを目的に、乳幼児健診や育児相談会の機会を利用し、赤ちゃんとのふれあい体験学習を行なう。子育て体験談の聴講 保護者アンケートの実施	—	男女共に参加する人数 500人	男女共に参加する人数 424人	2	検診、セミナー等の機会を利用し、赤ちゃんとのふれあいや子育て講話を実施した。生徒への体験後のアンケートの結果、参加してどうでしたか?の質問に「とても良かった」「まあまあ良かった」と回答した生徒は98.8%、子育て体験談はどうでしたか?の質問に「とても良かった」「まあまあ良かった」と回答した生徒は99.3%だった。	目標の設定	B	命の大切さ、性の尊さを感じ、豊かな人間性を育むとともに、親となる次代の健全育成を目的に、授業の一環として事業を継続していく。	こども課	11
	不妊に関する相談の充実	市民	・不妊に関する相談を充実させる。(新潟県不妊相談センターについての紹介) ・不妊治療を希望する者が、検査・治療を受けた場合にかかった費用を助成する。	—	不妊治療助成件数 45件	不妊治療助成件数 39件	2	不妊治療を希望する者が、検査・治療を受けた場合にかかった費用を助成する。 H27実績:41件 H28実績:40件 H29実績 39件	事業の周知	B	妊娠を望む夫婦の不妊治療に要する費用の一部を助成することで経済的負担を軽減するため、今年度も同様に継続する。	こども課	12
	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての啓発	市民・市職員	市広報、チラシ、ホームページ等を活用して広く啓発する。市職員へ庁内グループウェアで啓発する。	15	リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて「内容まで知っている」人の割合 — (調査非該当年度)	— (調査非該当年度)	5	啓発の機会を捉えられなかった。	—	B	広報などを利用して啓発を行う。	企画政策課	13

基本目標Ⅱ 男女の心と体を守る健康づくりをする

重点課題2 ライフステージに応じた心と体の健康支援

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) ライフステージに応じた心と体の健康支援	妊婦健康相談	妊婦	健全な妊娠期を支援するために、妊婦一般健康診査受診票を14回分交付する。 ・妊婦健康診査の内容は、次のとおりとする。 (1) 基本的な健康診査 ア 健康状態の把握 イ 検査計測(子宮底長・腹囲・浮腫・尿化学検査・体重等) ウ 保健指導 (2) 血液検査 (3) 超音波検査 (4) 微生物検査(B型溶血性レンサ球菌検査) (5) 子宮頸がん検査	—	—	—	—	H29年度実績 延べ受診件数 3149件 妊婦健診料の助成などを行った。	妊婦健診の未受診がないように周知をする。	B	妊婦健診の実施は妊婦の健康維持に重要であるので、継続して実施していく。	こども課	14
		母親、父親	妊娠届に来た際、妊娠・出産に対する不安の軽減を図るために健康相談を実施する。また、市の制度や母子保健事業の紹介を行う。	—	母子手帳交付数 340件	母子手帳交付数 250件	3	母子手帳交付時に健康相談を行った。 H27実績 293 H28実績 312 H29実績 248	目標の設定	B	妊娠期の不安を軽減し、安心してマタニティーライフを過ごせるよう、今年度同様継続していく。	こども課	14
		母親	にこにこマタニティー・セミナー パート1(実施時期:4・7・10・1月) ①マタニティーライフの過ごし方 ②妊娠中の栄養 ③マタニティエクササイズ パート3(実施時期:6・9・12・3月) ①母乳で育てる準備 ②のびのび子育てセミナーとの交流会 ③お産のリハーサル	—	マタニティー・セミナーへの妊婦参加率 10%	マタニティー・セミナーへの妊婦参加率 11.2%	1	妊婦とその夫を対象として、3回コースのセミナーを実施した。参加者からは「情報交換ができて良かった」「仲間作りが出来た」などの声が聞かれた。	事業の周知	B	参加者の満足度は高いが、セミナーの参加率はあまり高くないため、対象者への周知を行い、継続していく。	こども課	14
		母親・父親	・助産師訪問指導事業 助産師が、原則出産後28日以内に家庭訪問をし産婦・新生児の健康確認や子育て支援・相談を行う。 ・産婦・新生児訪問指導 出産後助産師が原則1回希望者に訪問指導する。	—	産婦・新生児訪問件数 320件	産婦・新生児訪問件数 283件	2	助産師や保健師が産婦・新生児訪問を実施し育児相談や子育て支援を行った。 H25実績:308 H26実績:293 H27実績:298 H28実績:285 H29実績:283件/目標330=85.7%	目標の設定	B	子育てが始まる母親・父親の不安軽減や育児支援のため、今年度同様に継続していく。	こども課	14

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) ライフステージに応じた心と体の健康支援	心と体の健康相談の充実	市民	心と体の健康相談会の充実 心と体の健康づくりや心の問題の改善のために健康相談会を開催するなどして、支援を行う。 ・精神保健福祉相談会 年4回(5月、7月、10月、3月) ・こころの健康相談会 年4回(6月、8月、11月、1月) ・ワンストップ総合相談会 年3回(9月、3月) ・電話や来庁時面接による健康相談 常時	—	心と体の相談件数 精神、難病、その他 3,000件	心と体の相談件数 精神、難病、その他 3,035件	1	相談件数の内訳は訪問・来所・電話等が3,016件、各種相談会が19件となっている。前年度と比べると電話相談の件数が増加し、目標値に達した。 それぞれの事例に対し、状況に応じて基幹相談支援センターやあさひの家、医療機関等、関係機関と連携しながら様々な相談に対応した。	支援困難ケースが増加しており、マンパワーの確保とともに相談を受ける専門職の力量向上が必要である。 また、働き盛り年代男性の自殺者が多いため、相談会の一部を休日や夜間に設定したが、相談会利用は少ない。 相談会の利用者が減少し、随時の相談件数が増加したことから、相談者の都合に合わせた相談体制の強化が必要である。	B	年間を通して多くの相談を受けており、今後も事業の継続は必要。	健康福祉課	15
		中学生	心の教室相談事業 全ての中学生に専任の相談員を配置した心の教室を設置し、思春期で多くの悩みを抱えた中学生に対し、心のケアを行い、充実した学校生活の実現を図る。	—	相談件数 2,000件	相談のべ件数 1,438件	3	生徒が、心の悩みや日々の小さなつまづきを気軽に相談できる場となっている。相談員は、教職員やスクールカウンセラーとも連携して対応しており、不登校や問題行動の防止に大きく貢献している。	特定の生徒が頻繁に訪室する傾向がある。	B	引き続き、全ての中学校に相談員を配置して、生徒が安心して学校生活を送るために支援する。	学校教育課	15
健康教室・健康相談・特定保健指導	健康教室・健康相談・特定保健指導	国民健康保険加入者の40歳～74歳	特定健康診査の受診促進 内臓脂肪肥満に着目した生活習慣病予防のため、特定健診を集団健診方式と個別健診方式にて実施する。 健診内容：身体測定、検尿、血圧、血液検査、心電図、眼底 集団健診 6月10日～7月17日、11月11日～11月21日まで学校や集落センターなど20会場で実施。 個別健診は、市内外20医療機関で6月10日～翌年3月31日まで実施。 人間ドックは、通年実施。人間ドック受診者も特定健診にカウントできる。 事業主健診受診者の健診データの受領。 定期的に医療機関を受診している人を対象に、診療情報データを受領。 H28年度から胃がんリスク検診(希望者)の実施。	17	特定健診受診率 男性 40% 女性 40%	特定健診受診率(速報値) 男性 38.5% 女性 46.6% (全体 42.4%)	2	女性の受診率の目標は達成できたが、男性の受診率は目標まで届かなかった。全体としては40%を超え、男女とも昨年より受診率を向上させることができた。 今後も、無料クーポンの配付、集団健診の日曜日実施、事業所健診の結果提供依頼、医療機関からの診療情報提供の協力依頼等の取組を今後も継続して受診率の向上を図る。	受診率の向上	A	医療機関からの診療情報提供の協力依頼及び、未受診者への積極的な働きかけ(訪問や電話による勧奨)に重点を置き、受診率の向上を図る。	市民課	16
		市民	健康教室・健康相談・特定保健指導 特定健診を受診した人のうち、特定保健指導対象者について、継続的に支援を行うことで、自らの健康課題を認識し、健康習慣を実行できるようにして、内臓脂肪症候群を解消することを目的とする。 ・特定健診結果説明、特定保健指導初回面接、健康診査結果説明会(7月～12月) ・糖尿病検診結果説明会(9月～1月) ・地区健康教室 通年 ・特定保健指導選択教室(情報通信技術を活用した面接を含む)(9月～2月) ・老人クラブ健康相談会(随時) ・職域健康教室(随時) ・上記以外でも、健診結果について等随時、電話や来庁による健康相談に応じる。	—	健康教室・健康相談実施回数 150回	健康教室・健康相談実施回数 163回	1	特定健診、健康診査等の受診率向上に向け、様々な取り組みを実施している。またきめ細やかな健診結果説明会や特定保健指導、その他各健康教室や健康相談会を実施している。	特定保健指導の積極的支援の対象の年齢は若く、平日昼間の説明会や教室への参加が難しい。個別対応や電子媒体を使った支援を検討していく必要がある。	B	特定健診結果説明会75回、地区健康教育等60回、メタボ予防関連教室11回、糖尿病予防教室6回、糖負荷試験結果説明会2回、職域出前講座3回	健康福祉課	

基本目標Ⅲ あらゆる分野へ男女ともに参画する

重点課題1 政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画促進

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 市職員・市の各種審議会等への女性の登用の促進	審議会等女性委員の登用率向上	市職員	女性登用推進のための指針により、法令・条例等で設置している審議会委員への新規選任・改選時に女性の積極的登用に努める。また、委員委嘱の際の企画政策課長合議を徹底する。	19	各種審議会等における女性登用率33%	各種審議会等における女性登用率31.2%	2	男女共同参画を意識した登用を周知したが達成しなかった。 女性登用率(法令・条例)25.4%	—	B	庁内で女性の積極的登用の周知を継続して進める。	全庁	17
	懇話会等女性委員の登用率向上	市職員	女性登用推進のための指針により、法令・条例以外で設置している懇話会等委員への新規選任・改選時に女性の積極的登用に努める。また、委員委嘱の際の企画政策課長合議を徹底する。	19	各種審議会等における女性登用率33%	各種審議会等における女性登用率31.2%	2	男女共同参画を意識した登用を周知を行い、任意組織については指標値を達成したが、全体では指標値に届かなかった。 女性登用率(任意組織)38.7%	—	B	庁内で女性の積極的登用の周知を継続して進める。	全庁	18
	職域の拡大と女性管理職の登用	市職員	性別にとらわれず一人ひとりの適正を考慮した配置に努める。また、各職場における事務分担も、性別によらないよう周知する。	—	—	—	—	性別にとらわれず配置を行った。	—	B	性別にとらわれない配置・周知に努める。	総務課	19
	職員採用試験応募者	多様な市民ニーズに対応するため、職種で性別にとらわれない職員採用を行う。 職員採用試験の募集要項に男女の区別は行わない。 日本人事試験研究センターの統一試験日及び個別日程の前期、後期の2回に第1次試験を実施、試験結果を重視した採用を行う。	—	—	—	—	性別にとらわれず職員採用を行った。	—	B	性別にとらわれない職員採用を行う。	総務課	19	
		市職員	部署に関わりなく、職員の男女比率に応じ積極的に女性の管理職への登用を推進する。	21	市の管理職(係長級以上、ただし消防職・保育士を除く)に占める女性の割合20%	市の管理職(係長級以上、ただし消防職・保育士を除く)に占める女性の割合23.3%	1	適性を考慮した管理職の登用を行った。 (女性管理職27/管理職116)	—	B	積極的に女性の管理職への登用を推進する。	総務課	19
(2) 企業・各種団体・地域活動組織などにおける政策、方針の決定に至るすべての場面への女性の参画拡大	事業主向け研修会	事業主	女性登用の重要性を認識するための研修会を事業主に向け開催し、組織のトップから意識改革を図る。 ・市雇用対策協議会と連携を図り、労務管理セミナーを開催。	—	受講人数20人	受講人数18人	2	会議所ニュースやチラシ配布により周知し、18名が参加した。	多くの方に参加していただくためにチラシ配布等で周知する。	B	会議所ニュース等で周知すると共に市雇用対策協議会と連携し、引き続きセミナーを実施する。	商工観光課	20
	女性委員登用の促進	市民	会議、集会等の場において、計画概要版等の配布や市の取り組みについて説明し、女性の参画を促進する。	—	—	—	5	集会等の配布できる機会を捉えることができなかった。	—	B	—	全庁	21
		市民	町内会長における女性登用について、意識啓発に努める。	23	町内会長に占める女性の割合10.5%	町内会長に占める女性の割合7.8%	3	町内会長の選出方法や任期等は町内ごとに規約等で規定されているため、市が介入することはなかなか難しい。	男女問わず職をひききられるような体制づくりが必要である。	E	会長、役員の後継者不足など、女性登用の啓発も含め今後も相談を受ける。	総務課	21
	市民	女性人材バンクの設置 女性人材バンクを作成し、あらゆる分野で活躍する女性の人材を発掘するとともに、登録者の活躍できる機会を提供する。	—	女性人材バンクの登録人数(累計)150人	女性人材バンクの登録人数147人	2	—	制度の見直しを行い、活用を進めていくことが課題である。	C	今後、登録者数を大幅に伸ばしていくことは困難であると考えられるが、人材バンクの制度や周知方法を見直ししながら活用を進めたい。	企画政策課	21	
(3) 防災分野における女性の参画拡大	女性消防団の活動支援	市民	女性の視点に立った消防・防災活動を推進するため、女性消防団の拡大と活動を支援する。 ・女性消防団員による街頭指導年間2回実施 春：4月16日村松地区 秋：10月29日五泉地区 ・女性消防団員によるお茶の間サロン年間11回実施 4月8日(山崎)、5月9日(別所)、5月11日(馬場町)、6月19日(曙町)、8月23日(笹野町)、10月10日(下木越)、10月17日(田川内)、1月19日(新田町)、2月8日(本町5丁目)、3月14日(赤海1丁目)、3月26日(番坂) ・一人暮らし高齢者世帯防火指導年間2回実施 6月4日(五泉地区)、11月19日(村松地区)平成29年4月1日現在女性消防団員数 20人	25	女性消防団員の割合3%	女性消防団員の割合2.7%(20/741)	2	街頭指導を2回、お茶の間サロンを10回、一人暮らし高齢者への防火指導を2回行った。普通救命講習会は当初計画の通り年間4回実施し目標は達成できたが、うち2回は受講人数が少なかったため女性消防団員は不参加。女性消防団員数は20名。女性消防団員の割合3%には届かなかった。	引き続き街頭指導等の各種イベントにおいて活躍する女性消防団員をアピールする事により増員を図らなければならない。また、今後7年間4回の普通救命講習会を継続実施し、女性救命技能保持者を養成していく。	B	女性消防団員に対する負担を増やすことなく、事業を継続していかなければならない。	消防本部	22
	地域防災訓練	市民	災害時の対応を円滑に行うため、各種防災訓練を実施する。 開催：10月1日 1回 会場：巣本小学校 参加人数：500人	—	参加人数500人	614人	1	多くの住民が参加し、防災知識の習得・向上が図られる訓練を行うことができた。	訓練の実施を契機とし、実施地区の自主防災組織の設立につなげる。	C	さらなる防災意識の向上を図るため、内容を随時見直し、訓練を実施する。	総務課	23
		市民	普通救命講習業務 女性も参加しやすい講習会を開催し、女性救命技能保持者を養成する。 ・年間4回の講習会を消防本部及び村松分署で実施 消防本部 平成29年5月21日、平成29年8月20日、平成30年2月25日 村松分署 平成29年11月26日	—	普通救命講習の回数4回	普通救命講習の回数4回	1	普通救命講習会を当初計画の通り年間4回実施し目標は達成できたが、うち2回は受講人数が少なかったため女性消防団員は不参加だった。	—	B	引き続き各種イベントに女性消防団員が参加することにより、女性の防災への意識を向上させる。	消防本部	23
	防災会議	市民	火災や災害時に、女性を含めた対応が求められることから、女性の視点に立った消防・防災活動を推進するため、女性を積極的に登用する。 市地域防災計画を作成するために、会議を開催する。 (防災会議の所掌事務) ①五泉市地域防災計画を作成し、その実施を推進する。 ②災害が発生した場合、その災害に関する情報を収集する。	26	五泉市防災会議における女性委員の割合13%	五泉市防災会議における女性委員の割合9.5%	3	目標を達成することはできなかった。各関係機関所属の方であるため、取組みは難しい。 4/42人	女性委員の割合の向上。	C	女性委員の割合を向上させるため、関係機関に女性委員の推薦をいただくよう依頼する。	総務課	24

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる
重点課題1 男女平等な雇用環境の整備

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 企業とともに取り組む男女平等の推進	広報啓発活動	事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報誌等を利用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知を図る。	—	情報提供回数 随時	情報提供回数 随時	—	企業に仕事と家庭の両立支援に関するアンケートを行った際に、チラシを同封し周知を行った。	—	B	引き続き、広報、チラシなどで周知を行う。	企画政策課	25
		事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知を図る。 ・市広報 男女雇用機会均等、育児・介護休業法についての周知・啓発	—	市広報の掲載回数 1回	市広報の掲載回数 0回	5	市広報に掲載しなかったが、窓口にパンフレットを設置し周知した。	周知方法を検討する。	C	引き続き窓口にパンフレットを設置し、他の周知方法を検討する。	商工観光課	25
	Happyパートナー企業の登録促進	事業主	県実施のHappyパートナー企業に登録を促すため、広く啓発する。また、男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業を紹介する。	27	Happyパートナー企業の登録社数 8社	Happyパートナー企業の登録社数(累計) 7社	4	ホームページ、窓口のチラシで周知をおこなったが、新規登録はなかった。	Happyパートナー企業登録制度のメリットなどを多くの企業に知ってもらうよう情報提供を行う。	B	引き続き様々な媒体を通じて制度の周知を行い、企業に登録を働きかけていきたい。	企画政策課	26
	事業主	会議・集会等の場において、パンフレット等の配布及び取り組み状況の紹介を行う。	27	Happyパートナー企業の登録社数 8社	Happyパートナー企業の登録社数(累計) 7社	5	どの会議で配布するか詳しく決めていなかったため配布しなかった。	どの会議等で配布するか事前に決めておく必要がある。	C	市雇用対策協議会と連携し、会議やセミナー時にパンフレットを配布する。	商工観光課	26	
特定事業主行動計画の推進と進捗管理	市職員	子育て中の職員に対する理解と支援を喚起し、育児休業等の取得しやすい職場づくりを進めることにより、仕事と子育ての両立を支援するため、ホームページや庁内グループウェア等で広く啓発する。	—	男性職員の育児休業制度利用者数 1人	男性職員の育児休業制度利用者数 0人	4	制度については十分周知されていると考えるが、利用者はいなかった。	取得しやすい職場の環境づくり	C	臨時的任用職員制度の確立	総務課	27	
(2) ポジティブ・アクションの促進	広報啓発活動	事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、ポジティブ・アクションの周知を図る。 ・市広報 ポジティブ・アクションの周知啓発を図る。	—	市広報の掲載回数 1回	市広報の掲載回数 1回	1	平成29年10月10日号の市広報に掲載した。	今後も計画的に掲載する。	B	今後も市広報で周知していく。	商工観光課	28
	事業主の理解と職場環境の整備	事業主	商工業経営セミナー 経営能力向上のため、商工業経営セミナーを実施する。 ・商工会議所と連携を図り、商工業経営セミナーを実施する。	—	受講人数 120人	受講人数 126人	1	平成30年1月19日にカレーハウスCOCO吉番屋 創業者 宗次徳二氏を講師に招き「経営とは「継承」 継続して栄えなければ意味がない」をテーマにセミナーを実施した。	より多くの方に参加していただくためにチラシ配布等で周知する。	B	商工会議所と連携し引き続きセミナーを実施する。	商工観光課	29
		事業主	市雇用対策協議会との連携 労働力の確保・定着を図るため、会議や研修会を開催する。 ・求人求職懇談会、労務相談会、パソコン教室、労務管理セミナー等を開催	—	研修会等の開催回数 12回	研修会等の開催回数 10回	2	労務相談会、労務管理セミナーを実施した。	状況をみながら必要な研修等を行っていく。	B	中小企業における労働力の確保・定着が図られるよう、引き続き実施する。	商工観光課	29
		事業主	育メン・育ママ推進事業で事業所に対する実態調査(アンケート)を行い、支援要望の把握や支援内容の検討を行う。	—	有効回答率 50%	有効回答率 42.8%	2	企業の仕事と家庭の両立支援についての考え方を把握し、支援策を検討するため、アンケートを行った。 ・対象 市内に事業所のある従業員が5人以上の企業 ・送付 334事業所 ・回収 143 (回収率42.8%)	—	A	アンケートを集計・分析し、企業への支援策を検討し、H31年度より支援を行う。	企画政策課	29

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの普及啓発と促進

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 男性の働き方を見直すための意識啓発の推進	広報等による意識啓発	事業主・市民	男性が、仕事中心の生活から、家庭生活とのバランスの取れたライフスタイルを送ることの大切さを広く啓発する。	29	男性の望ましい生き方として「家庭と仕事を両立させる」と答えた人の割合 ー (調査非該当年度)	—	—	関係機関から送られてくるチラシやポスターを掲示することにより周知した。	—	B	男女共同参画を推進するためには男性の理解を深めることも重要なので、広報や市ホームページを活用し啓発を行いたい。	企画政策課	30
		市民・事業主	市広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、広く啓発する。	—	市広報の掲載回数 1回	市広報の掲載回数 0回	5	市広報に掲載しなかったが、窓口にパンフレットを設置し周知した。	周知方法を検討する。	C	引き続き窓口にパンフレットを設置し、他の周知方法を検討する。	商工観光課	30
	育児・介護休業制度の普及啓発	市職員	男性の育児・介護への積極的な参画を図るため、庁内グループウェア等で広く啓発する。	—	GW等掲載回数 2回	GW等掲載回数 0回	5	啓発は行わなかった。	積極的な参画を図るための広報の仕方	C	広報の仕方を検討する。	総務課	31
	事業主	市広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、育児・介護休業制度の周知を図る。	—	市広報の掲載回数 1回	市広報の掲載回数 0回	5	市広報に掲載しなかったが、窓口にパンフレットを設置し周知した。	周知方法を検討する。	C	引き続き窓口にパンフレットを設置し、他の周知方法を検討する。	商工観光課	31	
	男性の家事・育児・介護スキルアップの実現	父親	・にこにこマタニティー・セミナーパート2(実施時期:5・8・11・2月) ①講話「父親であることは楽しい!」～仕事も育児も楽しむパパ～ ②沐浴演習 ③妊婦体験(夜間開催なので、夫婦での参加を勧める) ④ワークライフバランスについて	—	マタニティー・セミナーへの父親参加率 15%	マタニティー・セミナーへの父親参加率 10%	3	妊婦とその夫を対象としたセミナーを実施した。平成29年度から父親へ講師を依頼し、家事や立ち合い分娩等参加者が興味のある内容の講話を実施した。参加者からは「情報共有ができた。」「参考になった」などの声が聞かれた。	事業の周知	B	参加者の満足度は高いが、セミナーの参加率はあまり高くないため、対象者への周知を行い、継続していく。	こども課	32
65歳以上の男性	家事の達人講座 家事経験の少ない高齢者男性を対象に、簡単な調理を楽しく学ぶ介護予防教室を開催する。 初めての講座 4回コース 継続の方の講座 8回コース×2か所	—	教室開催回数 20回	教室開催回数 16回	2	初めての方の講座は参加希望者が無かったため中止した。	新規参加者の獲得	C	初めての方の講座に参加してもらうため、在宅介護支援センターにも勧誘の協力を依頼。	高齢福祉課	32		

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(2) 子育て・介護支援の充実	ニーズに応じた保育の充実	未就園児及び保護者	未就園児の受け入れの充実 ・乳児保育の実施 職場復帰や就労を支援するため、産休明けからの保育を実施する。 (現在、かわひがし、エービーシー幼稚園、いずみこども園で生後6ヶ月から受入、総合、つくし、はした、村松第1、私立五泉みどり保育園、ひまわり保育園、村松第3保育園、すみれ保育園、どんぐり小規模保育所で生後2ヶ月から受入) ・年度途中の受け入れの充実させる。	-	-	-	-	概ね途中入園希望者の入園をさせることができた。	乳児保育の希望が増加傾向にあり、希望に対応するための保育士の確保が課題となる。	A	幼児保育数の数は減っているが、乳児保育のニーズが年々高まっていることから、保育士の確保により乳児保育受け入れ枠の拡大を目指す。	こども課	33
		未就園児及び保護者	延長保育サービスの充実 保護者の就労を支援するため、通常の開園時間の前後も保育を実施する。 公立保育園延長保育時間 (標準時間の場合) 18時15分～18時45分 ※総合のみ19時15分まで 〃 (短時間の場合) 7時15分～8時30分、16時30分～18時45分 ※総合のみ19時15分まで 私立保育園延長保育時間 ・みどり心育会(五泉みどり、ひまわり、村松第3)は総合保育園と同じ時間帯 ・すみれ保育園 (標準時間の場合) 18時00分～19時00分、(短時間の場合) 7時00分～8時00分、16時00分～19時00分 ・エービーシー幼稚園、五泉いずみこども園 (短時間の場合) 7時30分～8時30分、16時30分～18時30分 ・五泉どんぐり小規模保育所(短時間の場合) 7時00分～8時00分、16時00分～18時00分	-	利用園児数(延べ人数) 12,000人	利用園児数(延べ人数) 12,488人	1	保護者の就労形態の多様化に対応すべく、保育士を確保し延長保育を希望する保護者に対して十分に対応できた。	現状を維持していくためには保育士の必要数を確保することが課題となってくる。	B	今後も保護者の就労を支援すべく、必要な保育士を確保し全ての延長保育希望者に対応する。	こども課	33
		未就園児及び保護者	休日保育サービス 保護者の就労を支援するため、あらかじめ登録されている乳幼児の保育を休日に実施する。 私立認可保育園で実施 日曜日及び国民の祝祭日 保育時間7時15分～19時15分 有料 500円/時間×利用時間、利用料上限額 3,500円/日 (18時15分を超える場合は延長保育料500円加算) ※ただし、保護者がどちらも勤務による利用の場合は、勤務時間及び通勤にかかる時間中は無料となる。 公立保育園は現在未実施、ニーズを把握して今後検討する。	-	利用園児数 300人	利用園児数 251人	2	利用園児数は指標値に届いていないが、利用希望にはすべて対応できた。	保育士の確保	A	新規の利用希望者が増えているので、今後の利用希望にも対応できるよう園の体制を確立する。	こども課	33
		小学校1～6年生	放課後児童健全育成事業(学童クラブ) 保護者が就労等により、放課後家庭で保育を受けることができない児童を保育して、児童の健全育成を図る。 五泉地区 7学童クラブ 登録児童数 298人(H29.4) 村松地区 3学童クラブ 〃 173人(H29.4)	-	登録児童数(月平均) 471人	登録児童数(月平均) 290人	2	月平均290人の入会があった。	年々増加する入会者数に見合う指導員数の確保	A	希望する学童へ入会できるよう、指導員の確保や勤務形態の見直しをし、受け入れ態勢を整えていく。	こども課	33
		未就園児、市民	子育て支援センター運営事業 開所時間 月～金 9時～16時、土 9時～正午 白山子育て支援センターのみ 開所時間 火～日 9時～16時 ・子育てに関する情報交換や交流の場の提供 ・親子遊び講演会及び子育て講演会の開催 また、保護者の一時的な仕事の都合や、病気、冠婚葬祭や育児疲れの解消などの理由で一時的に保育ができない場合に一時保育サービスを行う。(村松子育て支援センター、総合保育園子育て支援センター)	31	子育て支援センターの年間利用者数 25,000人	子育て支援センターの年間利用者数 28,413人	1	市内3つの子育て支援センターで月～金と土曜の午前を開所、さらに子育て家庭がより利用しやすいように、市内1つの子育て支援センターでは土日の一日開所を実施。遊びや交流の場を提供するとともに、子育ての悩みに応じたり子育て情報を提供した。また、月に1回、各子育て支援センターで子育て講習会を開催した。	利用促進を図るための周知と指導員の資質向上	B	子育て家庭の孤立化を防ぐため、身近で誰でも利用できる子育て支援施設として継続していく。	こども課	33
		市民	ファミリー・サポートセンターの利用促進と子育てサポーターの育成・支援 提供会員と依頼会員の組織をつくる。提供会員の資質の向上のため、講習会を開催する。安心して子どもを預けられるよう、活動前の三者面談(提供会員、依頼会員、事務局)などのしくみをつくる。パンフレットや市広報などでファミリーサポートを知ってもらい、必要な人に利用していただく。	33	ファミリーサポート利用件数 690件	ファミリーサポート利用件数 372件	3	依頼会員からの依頼により、提供会員が学童のお迎え・お子さんのお預かり、産後の家事援助などを行った。	実働できる提供会員の確保	B	親の就労支援や地域と親子のつながりを創出する活動であるため、継続して実施していく。	こども課	33
		小学生	寺子屋事業 放課後の子どもの安全で安心な居場所を提供、自学自習の生活習慣付け、基礎学力の向上や、人間関係の醸成を図る。	-	利用者 400人	利用者 326人	2	豊かな人間関係の醸成、及び基礎学力の向上を目指し、市内全小学校区(9校区)の希望する児童を対象に、放課後週3日寺子屋教室を実施した。 延べ参加者数 27,410人、各教室年間100日程度開催 土曜日の寺子屋ニーズを把握するため、試験的に五泉・村松各1会場で2回ずつ実施した。 延べ参加者数：五泉地区16名、村松地区16名	指導者の高齢化等による人材不足。土日開催の要望、学童クラブとの統合検討。	B	保護者及び指導者アンケートの結果を踏まえ、寺子屋事業運営委員会において検討・改善を図っていく。 指導者の資質向上のため、年2回研修会を実施し、指導者としての心得の徹底、及び講師による研修を行う。 指導者代表者会議時(年2回)には、各教室の情報交換を行い、指導者の意思統一を図る。 土日開催の要望、学童クラブとの統合についてアンケート調査を行う。	生涯学習課	33

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(2)子育て・介護支援の充実	高齢者の生活支援の充実	介護している家族	介護者家族支援事業 介護者の負担軽減を図るため、家族支援事業を開催する。温泉施設利用割引券の交付（要介護2～5に認定された高齢者等を自宅で介護している家族に対し、日頃の疲れを癒していただくため、市内の公共温泉施設で使える利用割引券を支給する【申請により支給】）	—	対象者の申請割合 40%	対象者の申請割合 24.3%	3	「高齢者福祉のしおり」をケアマネに配布し事業の周知を図った。	事業内容の周知	B	毎月定例で開催される市内事業所のケアマネ会議において、在宅介護世帯へ事業の周知を依頼。	高齢福祉課	34
		市民	高齢者・障害者向け安心住まいの整備補助事業 高齢者や障害者が、在宅での生活を継続するために住宅をバリアフリー化改修する場合に、介護保険の住宅改修のほか、補助事業を行い資金面での支援を行う。	—	補助件数 25件	補助件数 16件	3	市広報誌やホームページ、高齢福祉課発行のしおり等に掲載し事業の周知を図った。	事業内容の周知	B	市内金融機関へ事業内容を説明するなど、対象となる方が確実に利用できるよう事業の周知を図る。	高齢福祉課	34
		高齢者	地域包括支援センター運営事業 ①予防給付（要支援1・2）の認定者についてケアマネジメントを行う。 ②高齢者の権利擁護について相談支援を行う。 ③居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）からの相談に応じ、要介護者が住み慣れた我が家で安心して生活し続けることができるように支援する。 ④高齢者に関するあらゆる相談に応じる。 ⑤地域ケアネットワークを構築する。それにより、高齢福祉に関わる全ての職種が有機的に結びつくことができ、高齢者が必要なときに必要な支援を速やかに受けることができるようになる。	—	地域包括支援センターへの相談件数 3,300件	地域包括支援センターへの相談件数 3,825件	1	相談件数は年々増加している。	今後も増加が見込まれる相談に対応するための職員数の確保	B	地域包括支援センター職員の増員を図るなど、あらゆる相談に応じるための体制づくりの検討。	高齢福祉課	34
		市民	在宅介護支援センター事業 主に家庭訪問を通じて、地域の高齢者の総合相談や介護予防の普及啓発を行う。 ・二次予防事業対象者（介護予防が必要な高齢者）を把握し、必要な介護予防事業を紹介する。 ・一人暮らしや高齢者世帯など支援を必要とする方に対する相談業務や保健福祉サービスの情報提供を行う。 ・介護予防教室を実施する。 ・住民の自主グループ（お茶の間サロン）活動への支援を行う。	—	在宅介護支援センターへの相談件数 2,500件	在宅介護支援センターへの相談件数 2,870件	1	相談件数は年々増加している。	処遇困難事例の増加	B	地域包括支援センターと連携し対応を検討。	高齢福祉課	34
		高齢者	お茶の間サロンと遊びの広場の交流 高齢者と子供の世代間交流を図るため、お茶の間サロンと保育園等の交流会を開催する。	—	交流会の回数 5回	交流会の回数 1回	4	8月に五泉高校生と交流会を実施	交流の相手先探しと交流会の内容検討	C	小学校夏季休暇期間に、小学生向けの工作教室・自然観察会を開催予定。	高齢福祉課	34
		高齢者	生きがいデイサービス事業 きなせや悠遊館において、高齢者の健康増進事業や要介護状態になることを予防する事業、介護知識又は介護予防の普及を図る事業、また、趣味活動などを実施して、外出機会と交流の場を提供し高齢者の生きがい活動を支援する。	—	きなせや悠遊館参加人数(延べ) 3,000人	きなせや悠遊館参加人数(延べ) 3,121人	1	介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービス事業として、民間福祉事業所へ介護予防事業を委託。	介護予防事業としての成果判断	B	受託者と、参加者個々の状況やサービス内容の聴取・協議を毎月実施。	高齢福祉課	34

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して働き続けられる労働環境をつくる
重点課題3 女性の活躍推進

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 女性の職業能力開発と就労支援	女性のための起業経営セミナー	女性	起業、経営を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種情報提供を行う。 ・市広報等-起業を目指す人に対しての情報提供を行う。	—	市広報等の掲載回数 1回	市広報等の掲載回数 1回	1	起業者応援の補助金について平成29年4月10日号の市広報に掲載した。	どのような情報を提供していくか検討する。	C	学習プログラム等周知できる情報があるかどうか再度確認する。	商工観光課	35
		市民	職業能力開発教室 職業能力の習得・向上のために資格や技術取得を目指す人に対して、学習プログラムの提供や各種資格に関する情報提供を行う。 ・市広報等-学習プログラムの提供や各種資格に関する情報提供を行う。	—	市広報等の掲載回数 1回	市広報等の掲載回数 0回	5	学習プログラムや各種資格についての情報収集ができなかったため掲載に至らなかった。	情報を収集し、どのように周知していくか検討する。	C	市広報への掲載を検討し、パンフレット等があれば窓口に設置する。	商工観光課	35
		事業主	中小企業大学校で行う研修受講費の一部助成事業 企業・経営参画に必要な知識の習得と能力向上を図るため、中小企業大学校で行う研修受講費の一部を助成する。 ・参加者一人当たりの補助金の額は、中小企業大学校が定める受講料の2分の1以内とする。 但し、一人当たりの補助金の限度額は30,000円以内とし、1企業につき年間10人以内とする。	40	中小企業大学校における女性の研修受講人数 8人(累計)	中小企業大学校における女性の研修受講人数 9人(累計)	1	受講者9名中、2名の受講者が女性であった。	今後も研修受講費を一部助成する。	B	今後も研修受講費を一部助成する。	商工観光課	35
	事業主に対する意識啓発	事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性の起業、経営参画、女性に対する職業能力の開発等について啓発を図る。 ・市広報 中小企業大学校が開催するコース別研修会の案内(随時)ハローワークが開催する再就職支援セミナーの案内(通年) ・中小企業大学校が実施する研修受講への支援事業を市や商工会議所の広報等により周知する。	40	中小企業大学校における女性の研修受講人数 8人(累計)	中小企業大学校における女性の研修受講人数 9人(累計)	1	平成29年4月10日号の市広報に中小企業大学校が実施する研修受講への助成事業について掲載し、窓口にコース別研修会の案内を設置した。	引き続き、市広報等を活用して周知していく。	B	今後も市広報等で周知していく。	商工観光課	36
求人情報の提供	市民	再就職を推進するため、職業安定所と連携し、求人情報を提供する。 ・新津職業安定所と連携を図り、福祉会館内に五泉しごと館を設置。インターネット等による求人情報の提供や、相談窓口の設置による求人情報の提供を行う。	—	五泉しごと館来所者数(延べ) 13,000人	五泉しごと館来所者数(延べ) 9,280人	3	検索機による求人情報の提供や、窓口による職業相談業務などを行った。	市広報等で営業時間の周知を継続的に行う。	B	相談件数は減っているが就職率は上がっているため引き続き、新津職業安定所と連携し業務を行う。	商工観光課	37	
(2) 女性の活躍に向けた人材育成	事業主に対する意識啓発	事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性の活用が男女共に働きやすい職場環境の整備、待遇格差是正等の啓発	—	市広報の掲載回数 1回	市広報の掲載回数 1回	1	平成29年10月10日号の市広報に掲載した。	引き続き、市広報等を活用して周知していく。	B	今後も市広報等で周知していく。	商工観光課	38
		事業主、市民	広報、ホームページ、啓発用チラシ、企業向け広報紙等を利用し、女性の活用が男女共に働きやすい職場環境の整備、待遇格差是正等の啓発	—	情報提供回数 随時	情報提供回数 随時	—	窓口でポスター・チラシで周知したが、広報などでの啓発までは行わなかった。	—	B	引き続き様々な方法で周知・啓発していく。	企画政策課	38
	農業等における女性の労働・生活環境の整備	農業者	家族経営協定締結の普及・促進 労働条件の向上、女性農業者の経営参画等を目的とした家族経営協定を普及させるため、会合等での制度説明、および広報等での周知を行う。また、関係機関と連携し、協定締結への助言を行う。	36	農業における家族経営協定締結数(累計) 73件	農業における家族経営協定締結数(累計) 73件	1	計画通り事業を行った結果、当初指標どおりの達成となった。	—	B	農林業経営が家族の話し合いを行いながら、男女の共同参画によって充実・成長していくため今後も事業を推進する。	農林課	39
		女性農業者	女性農業者支援育成事業 女性の担い手の確保、育成のため、経営参画等に必要な知識の習得、能力向上のための支援を行う。 ○視察研修 ○研修会及び講演会 ○女性農業者の集いの開催	37	女性の認定農業者数(累計) 24人	女性の認定農業者数(累計) 21人	2	再認定手続きにおいて、年齢や経営規模の変更などにより、再申請しない認定農業者が増えている。また、新規の認定農業者の申請も減少している。	現状としては、高齢化・人口減少などで後継者不足の農家が多い為に指標達成は難しい。新しく就農する若者を育成し、新規の認定農業者に繋げる必要がある。	C	目標に向けて活動を続ける。	農林課	39
		農業者	農業研修事業 女性農業者の育成、経営参画を図るため、下記機関等が開催する研修等に参加する。 ○新潟県農村地域生活アドバイザー連絡会 ○中東蒲原農村地域生活アドバイザー連絡会	38	女性の青年農業者、指導農業者数(累計) 1人	女性の青年農業者、指導農業者数(累計) 0人	4	計画どおりに研修参加の事業を行い、参加者も毎回10人程度いたが農業者の推薦には結びつかなかった。	指標達成の難易度が高いので、当面は認定農業者の育成に努め、その中から農業者候補を選定し、育成する必要がある。	C	県内でも少数の農業者であるが、指導的役割を担える女性を発掘するためにも研修等の情報提供と呼びかけを継続しておく。	農林課	39
		農業者、組織	エコファーマー認証事業(新潟県) 化学合成農薬と化学肥料を地域慣行の7割以下に減らすなど、環境にやさしい農業に取り組む農業者及び組織を認定する。	39	女性のエコファーマー数(累計) 45人	女性のエコファーマー数(累計) 24人	3	当該事業において環境保全型農業直接支払交付金の申請の他主たるメリットがないこともあり、継続申請しない取組者の増加、新規登録の伸び悩みにより登録人数が減少した。	高齢化・人口減少により農家人口も減少しているなかで、女性エコファーマーの増加が難しくなっているが、各種研修などで環境に優しい農業への理解を深めてもらい増加につとめる	D	平成30年度より環境保全型農業直接支払交付金の要件から、エコファーマー認定が削除されたため、今後の動向を見つつ検討していく。	農林課	39
農業者	女性が集まる集会等に参加し、情報交換及び情報提供を行う。	—	情報提供回数 随時	情報提供回数 2回	—	五泉市女性農業者の集い、北信越ブロック女性の農業委員会研修会に参加し、2回、情報交換及び情報提供を行った。	—	B	次年度以降も引き続き、女性が集まる集会に参加し女性農業者の活動・活躍等の情報交換、情報提供を行っていく。	農業委員会	39		

基本目標V 計画を総合的に推進する
重点課題1 市役所を挙げた推進体制の整備と強化

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 計画の進行管理と推進体制の強化	五泉市男女共同参画推進審議会	市民	市長の諮問に応じ、本市における男女共同参画に関して重要事項を調査・審議し、答申する。その他、必要と認められる事項に関して市長に意見を述べる。	—	会議回数1回	会議回数1回	1	審議会を開催し、計画の進捗状況の審議を行った。第1回審議会 平成28年度の取組実績について 平成29年度の取組計画について	—	B	男女共同参画推進計画の進捗状況について審議を行っていく。	企画政策課	40
	五泉市男女共同参画推進会議	市職員	ごせん男女共同参画推進計画を全庁的に推進する。	—	必要に応じて開催	—	—	計画の進捗状況について、推進会議・部会を通じて把握を行った。	—	B	必要に応じて開催する。	企画政策課	41
	計画の進行管理と公表	市民	男女共同参画推進審議会にて評価を実施し、公表する。	—	—	—	1	事業実施結果及び推進状況について、男女共同参画推進審議会へ報告・協議を行い、市ホームページにおいて市民への公表を行った。	—	B	引き続き、男女共同参画推進審議会へ報告・協議を行い、市民への公表を行う。	企画政策課	42

基本目標V 計画を総合的に推進する
重点課題2 市民等との協働による推進

施策	事業名	対象	事業内容	指標番号	指標値	指標値(実績)	事業成果について		今後の課題	平成30年度の方向性		事業担当	連番
							事業成果	成果及び取組み内容		方向性	具体的な内容・理由		
(1) 市民・教育関係者・事業者・各種団体等との協働	各種団体等の活動支援	各種団体等	子育てサークル、女性団体及び男女共同参画推進のための関連団体等の活動を支援する。	—	必要に応じて支援	—	—	—	—	B	今後も必要に応じて支援する。	全庁	43
		社会教育関係団体	家庭教育子育て支援女性参画推進補助事業 女性団体への市単独補助金。 市内の女性団体が家庭教育に関する事業を行う場合、市より半額助成を行い女性団体の社会参画を促す。	—	女性団体活動件数1件	女性団体活動件数1件	1	家庭教育・子育て支援・女性参画推進団体に補助金を交付した。	—	B	継続して行う。	生涯学習課	43
	人権擁護委員との連携強化	人権擁護委員	人権擁護委員と連携し、相談に対応する。	—	相談会の開催4回	相談会の開催4回	1	人権擁護委員と連携し、人権相談会を実施した。 1回：6月7日(水) さくらんど会館 2回：6月8日(木) 福祉会館 3回：10月5日(木) 福祉会館 4回：10月6日(金) さくらんど会館	—	B	今後も人権擁護委員と連携し、人権相談会を開催する。	企画政策課	44
	国・県・他市町村との連携	国	・国との連携 法務局等と情報交換を図り、連携、協力して人権・男女共同参画の推進を図る。	—	随時	—	—	特設人権相談会の開設(年4回)	—	B	今後も法務局等と連携し、男女共同参画の推進を図る。	企画政策課	45
		県	・県との連携 男女平等推進課や人権啓発室と連携、協力を図り、フォーラムや講演会の開催など、人権・男女共同参画の推進を図る。	—	講演会等の開催4回	講演会等の開催4回	1	人権啓発活動市町村委託事業として、市内中学校で人権啓発講演会を実施した。 第1回 6月8日(木) 村松桜中学校 第2回 6月14日(水) 五泉中学校 第3回 6月21日(金) 川東中学校 第4回 6月28日(水) 五泉北中学校	—	B	引き続き、県と連携し、男女共同参画の推進を図る。	企画政策課	45
	他市町村	・他市町村との連携 情報交換を図り、連携、協力して男女共同参画の推進を図る。	—	必要に応じて行う	—	—	会議等を通じ、他市町村と情報交換を行った。	—	B	今後も必要に応じて連携を図る。	企画政策課	45	